

福島県地域防災計画（原子力災害対策編）見直し概要について

1. 見直しの経緯

本県の地域防災計画（原子力災害対策編）は、福島第一原子力発電所の事故後、段階的に見直しを行ってきた。

今回の修正は、令和3年5月20日に改正された災害対策基本法を踏まえて改正された国の防災基本計画の内容を反映させるとともに、原子力災害対策指針の改正等を踏まえ見直しを実施する。

2. 今回の見直しの内容（令和3年度修正）

見直しについては、以下の内容を中心として行う。

（1）避難勧告・避難指示の一本化

住民へ発出可能な避難情報が避難指示のみと一本化したことにより、原子力災害対策に記載されている屋内退避又は避難のための立退き等の「勧告又は指示」を指示に一本化して記載するもの

（2）原子力災害時の国との情報共有について

各警戒事象になった際に国と自治体が協力して作成する避難等の防護措置の実施方針について、作成する項目を明確にするもの

（3）新型コロナウイルス感染症対策

原子力災害時の避難や屋内退避等における新型コロナウイルス感染症の対策について記載するもの

（4）施設敷地緊急事態要避難者について

今まで要配慮者のうち避難の実施に通常以上の時間がかかる者を対象としていたものを、妊婦等については原則すべての者が該当すると位置付けたもの

（5）核燃料物質等の運搬中の事故に関する対応

核燃料物質等の運搬中の事故に関する対応を国と自治体が協力して行うことを明記したもの

（6）県災害対策本部事務局組織等の見直し

福島県地域防災計画（一般災害対策編）で改正された県災害対策本部事務局組織を原子力災害対策編に反映したもの